

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 情報管理等に関する規則

(目的)

第1条 本規定は日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という）の取り扱う情報の適正な管理や、連盟に所属する役員及びスタッフ、選手等全ての者に関する情報発信等のルールを定め、知的障がい者サッカーに関する適切な情報発信を行うことを通じて、信頼性の向上等に寄与することを目的とする。

(連盟役員スタッフ)

第2条 連盟役員及びスタッフは、連盟業務で取得した情報については適切に管理するとともに、インターネットサイト又は SNS、口頭での伝達等（以下、情報発信についてはすべて適用する）において、適切な情報発信に努めなければならない。

(1) 情報管理

- ・ 全ての連盟構成員は、情報資産へのアクセスに関して、情報をアクセス及び保護する責任についての適切な理解と判断力を有しなければならない。この責任には以下のことが含まれる。
 - ① 個人情報保護法などの法令を遵守すること。
 - ② 獲得した情報を維持し、喪失・漏洩・改ざんを防止すること。
 - ③ 目的外の利用及び権限のない利用から情報を保護すること。
- ・ 全ての連盟構成員は、業務上必要な場合を除き、連盟内のいかなる者にたいしても口外してはならない。
- ・ 全ての連盟構成員は、必要に応じて実施する調査に協力しなければならない。
- ・ 機密情報の取扱いについて疑義が生じた場合は、統括責任者の判断に従うものとする。

(2) 義務事項

- ① 選手等に対し、必要な情報を適切に発信すること。
- ② 知的障がい者サッカーの認知度向上につながる適切な情報を発信すること。

(連盟所属選手等)

第3条 連盟所属選手及びコーチ、保護者等は、連盟関連事業で取得した情報について適切に管理するとともに、適切な情報発信に努めなければならない。

特に、強化指定選手等については、連盟の指定する日本代表選手である自覚をもち、より一層の適切な情報の取り扱いを求めるものとする。

(罰則)

第 4 条 連盟構成員が本規定に違反した場合、統括責任者は理事会に報告し、理事会は該当者の処罰を決定する。

処罰の内容は、「賞罰規定」第 6 条に規定するところに従うものとする。

また、違反の事実が明らかになった場合、連盟は違反を告発することができる。

2、前項の規定により、懲戒する者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。

(その他)

第 5 条 本規定に定めのない事項については、理事長が決定する。

附則 この規則は、令和 3 年 12 月 20 日より適用する